

東京医療保健大学 授業運営ガイドライン2026年度版

2026年1月15日

東京医療保健大学

1. はじめに

本学では、2020年4月の緊急事態宣言を期に遠隔授業を導入しましたが、その後は教育の質を向上させる観点から対面授業と遠隔授業を併用した「ハイブリッド型授業」を行うことを教学における基本方針と位置づけました。

対面授業においても、授業資料の提供や提出物の回収に学修管理システム(LMS: Learning Management System)を活用したり、技術的な演習科目において動画の収録・共有や、さらにシミュレーション教育を支援する情報システムを活用する等により、学生の主体的な参画を前提とした授業形態(アクティブ・ラーニング)を実現することができます。教育学における数多くの研究によってアクティブ・ラーニングが学修効果を高めることは科学的に証明されていますので、それらを積極的に採用することは教育者としての責務といえます。

そこで本学ではICTを活用した教育の質的改革(DX: Digital Transformation)を推進することを、2023年に改定した「東京医療保健大学ビジョン」や、これに先立ち2022年に策定した「第3期中期目標・計画」に謳い、感染拡大防止に留まらず、これからも教育DXを継続するスタンスを明確にしました。

これまで学生及び教職員が力を合わせてきた結果、これらのハイブリット型の教育が教育上有意義なものであったことは、学生による授業評価アンケート、成績評価データ等で十分に確認できました。またDXに関する各種補助事業の採択や、第4期認証評価を通じて、国を含む学外の各方面からも高い評価を得てきました。

よって各学部・研究科・専攻科の授業運営においては、大学の基本方針に則り、2026年度以降もハイブリット型の授業を継続するとともに、その改善を図ることとします。

2. 本指針の位置付け及び適用範囲

本ガイドラインは、2026年度の授業運営において、学部履修通則第2条第3項の規程にもとづき学長が定める「ハイブリッド型授業の活用により教育の質的な改革を図るための措置の基本方針及びその実行計画」であるとともに、同条第1項に基づき定められた「東京医療保健大学共通科目の運用に関する要綱」を施行する上での委細を明確化するものです。

同通則第2条第4項では、授業を担当する教育職員及び授業の環境整備その他の支援を行う事務職員は、この「基本方針及び実行計画」の定めるところにより、アクティブ・ラーニングの実現に向けて協力するものと定められています。よって、各学部・学科における授業運営の方針や計画は、本ガイドラインと矛盾を生じない範囲で定めることとします。

なお、研究科、専攻科、その他の教育課程（以下、研究科等という）においては学部履修通則が適用されませんが、2024年度に策定された「令和7年度予算編成方針に基づく共通科目推進プラン」においては研究科等においても共通科目の運用を推進することとされており、そこではハイブリッド型授業を行うことが前提となることから、研究科等においても本ガイドラインを十分に考慮して、適切に方針を定めるものとします。

なお、本ガイドラインは昨年度までのように東京医療保健大学危機管理規程を根拠とするものでないため、行動制限等については特に定めません。学生の行動制限を行う法的根拠が存在しないことから、各学部および研究科等においても不適法な制限を課することがないように十分に留意してください。

3. 学事暦及び活動レベル

3.1 学事暦

学長は、学部履修通則第4条第1項の規定により、「標準学事暦」を定めてこれを公表します。同項ただし書きの規程により、学部・学科は教授会の議により「学部学事暦」を定めることができますが、これを定めた場合は遅滞なく標準学事暦から変更した箇所及びその理由を明示して学長に届け出てください（様式自由、教務部長を通じて学長に届出）。本学では、2024年度に「共通科目の運用に関する要綱」を定め、学長が「全学必修科目」及び「学部横断による開講」の科目を指定できることとしました。とくに数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関する科目には学部横断科目が含まれ、それらは総合教育センターが開講する科目も含まれます。総合教育センターにおいては、標準学事暦を基本として授業を運用することとしています。学生には、「大学が学部共通で定めている学事暦」と「学部が独自に定めている学事暦」の双方があることを、履修案内等により必ず説明してください。

なお、土曜日や日曜日の授業は、事務職員の勤務体制等にも影響することから、特段の理由がある場合を除き、避けるようにしてください（オンデマンド授業等で事務職員の出勤を要しない科目については、この限りではありません）。

3.2 活動レベルの指定

2026年度においては、活動レベルの指定は行いません。よって、対面授業を行える時間や教室定員、密接を伴う演習等の制限はありません。

なお、行政機関から要請があり、部分的に何らかの措置を行う必要が生じた場合は、東京医療保健大学危機管理規程に基づき、学長が措置を決定します。

4. 対面授業の取り扱い

4.1 感染拡大防止策の実施

一般的な感染症予防対策が実施されるのは当然ですが、これまで適用されてきた「教職員

における新型コロナウイルス感染症の対応指針」及び「学生における新型コロナウイルス感染症の対応指針」（以下、感染症対応指針という）は2024年度末をもって廃止となりました。ただし、新興感染症を問わず、感染症の重大な流行が起こった場合、また、行政等からの要請があった場合は、その感染拡大を防ぐために学長は緊急的な措置をとることがあります。

4.2 対面授業における出席確認及び資料配布

対面授業における出席確認は、原則として学内のシステム（WebClass等）を活用してリアルタイムに確認し、欠席者への迅速な対応に努めてください。なお、ペーパーレス施策を推進するため、2026年度においては紙面による資料の配布と、紙面による出席カード（出席確認に用いるリアクションペーパー等を含む）は、演習に用いるワークシート等の授業進行に不可欠なものを除いて、基本的に廃止します。授業を担当する教員が、学生もしくは助手・事務職員に授業資料の印刷を指示することも、ペーパーレス施策の趣旨から原則不可とします。なお、本件についての優良事例・課題事例については、昨年度に引き続き、関係する全学委員会において適宜共有し、継続的な改善に努めることとします。

学生証を用いた出席確認端末の運用は段階的に廃止し、今後、増設や更新は行いません。とくに専任教員はWebClassの利用を基本とし、同端末の利用は行わないこととします。

4.3 対面授業の登校停止

新型コロナウイルス感染症を含め、感染症罹患時の登校停止は、学校保健安全法および同施行規則に準じて行なわれます。これまでは、新型コロナウイルス感染症が疑われる体調不良時は、自宅療養や必要に応じて医療機関の受診を薦め、その間、登校停止としていましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況から、2025年度からは体調不良のみで学長が登校停止にすることはありません。欠席は病欠として扱われます。

登校停止期間中は、療養や健康観察に専念させる必要があるため、遠隔授業についても、出席すべき授業回数から控除されます。ただし学生が希望した場合は、授業を担当する教員の判断により、その遠隔授業への出席を認めても差支えありません。

登校停止の措置は法令により学長が決定するものですので、各部局でローカルルールを定めることはできません。運用上の疑義については、保健センターに指示を仰いでください。

4.4 対面による正課外の教育活動等

登校停止期間中には、対面による正課外の教育活動（ガイダンス、模試）やサークル活動等に参加することもできません。

5. 遠隔授業の取り扱い

5.1 遠隔授業科目、および対面授業科目における遠隔実施の位置付け

本学で 2026年度に実施する遠隔授業は、学則第12条の規定による「多様なメディアを高

度を利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる」授業形態とします。

なお「面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱う」こととされているため（2021年4月2日付け文部科学省高等教育局長通知、3文科高第9号）、この通知の範囲で対面授業の一部を遠隔で実施することは、科目責任者の判断のみで行うことができますが、その場合はシラバスもしくはLMSの表示等により、学生への適切な周知をお願いします。なおハイブリッド授業の活用は大学として推進している事項ですので、この運用の範囲を部局等の判断で逆行的に狭く設定することはできません。

5.2 遠隔授業の方法

本学の遠隔授業（対面授業科目の遠隔実施を含む、以下同じ）では、オンデマンド方式、リアルタイム方式のいずれも採用します。いずれが適しているかは、その科目の学修効果によって異なるため、学部・学科の方針内で科目責任者が判断できるものとします。ただし、学部横断による開講科目については、時間割の調整の観点から、標準学事暦に基づくオンデマンド開講を優先します。

5.3 遠隔授業における出席の取り扱い

遠隔授業における出席の取り扱いは、各科目の実情に合わせ、科目責任者が判断できるものとします。なお、オンデマンド方式による場合は、短すぎない範囲で適宜の視聴期間を定めるとともに、リアクションペーパー等により、適宜出席を取って下さい。

5.4 情報倫理ガイドライン

遠隔授業を開始する場合は、とりわけインターネットの特性を踏まえた倫理的配慮が求められることから、本学の情報倫理ガイドラインを学生に周知し、十分に理解させるよう努めてください。このため各学部・学科のガイダンス等においては、大学がYouTubeで配信している情報管理ガイドラインの解説動画を何らかの形で視聴させてください。

東京医療保健大学YouTube <https://www.youtube.com/channel/UCIPlvQ7zvpiSCNFV1GdryPg>

5.5 全学共通科目および学部・学科を横断する授業の推進

これまで本学ではMOOCsを含め、学部・学科を超えたオンデマンド授業の活用を推進してきました。リアルタイムや対面の授業についても、科目責任者間の合意に基づき、学部・学科を超えて共同で実施することを、大学としても推奨します。

また、共通科目の運用に関する要綱第4条に基づき学長が指定した科目（いわゆる全学共通科目）については、総合教育センターを開講主体として、学部横断による運用を行います。2026年度においては、文部科学省の「数理・データサイエンスAI教育プログラム」に関係する科目の他、一部のリベラルアーツ科目の指定を段階的に行います。総合教育センターが開

講する全学共通科目については、総合教育センターが定める履修ルールが適用され、所属する学部・学科とは履修ルールが異なることがあるので、学生にも十分な周知に努めるよう配慮してください。

6. 臨地実習の取り扱い

6.1 臨地実習の指導助言体制

臨地実習(教育実習を含む)については、その教育上の効果も認められる一方で実習先施設に与える影響も甚大です。このため保健センター長(統括学校医)が学校保健安全法施行規則第22条第1項7号に基づき指導・助言を行うことがありますので、当該指導・助言に従ってください。また、同法による指導・助言の一環として各学部等の教員や学生に質問等を行うことがあります。

なお、大学では学生の私生活を制限していません。実習前であっても、実習先施設が明文的に受入条件として示したものを除き、法令上の根拠なく学生の私生活制限を行ったとの誤解が生じるような指導を行わないよう十分に注意してください。

6.2 臨地実習の実施が困難な場合の代替演習

感染症の重大な流行等により実習施設において臨地実習の受け入れが困難な場合、科目責任者は、2023年10月17日付文科省・厚労省事務連絡の範囲に限り遠隔授業を活用した代替演習を実施できますが、臨地実習に準じた学修効果が得られたことを後日の監査等で説明できるよう記録・資料等を保管してください。具体的な運用について各学部等で疑義が生じた場合は、全学教務委員会で検討するものとします。

6.3 実習資料・記録のペーパーレス化

各学部においては、実習関係の資料や記録についても積極的なペーパーレスに努めてください。なお本学では、各学部看護学科向けに実習記録を電子的に記録するシステムを採用し、これをスマートキャンパス実現の重要な手段と位置付けています。

もちろん実習環境については、実習先病院のご理解が不可欠であるため紙の記録から一律切り替えとはしていませんが、各部局においても、学長から実習病院長あての公文書「実習記録のペーパーレス化について(協力要請)」を発出できることとしていますので、切り替えに向けた検討は進めてください。

7. 成績評価の取り扱い

7.1 遠隔による定期試験の実施

本学では、すべての学部・学科において、科目責任者のみの判断により、LMSを用いて定期試験を行うことも可能です。この場合、対面による試験の特徴と、LMSによる試験の特徴

を十分に踏まえて実施して下さい。

なお、総合教育センターが開講する科目については、各学部・学科の学生に同時に試験を行うことは困難であることから、原則として、レポートか、LMSによる試験のいずれかで成績評価を行うものとします。この場合の試験日程及び評価日程は、総合教育センターが調整するため、各学部・学科のこれらの日程と一致しない場合があります。

7.2 生成系AIを活用したレポート作成等の取り扱い

生成系AIを活用して成績評価に係るレポート等を作成することについて、大学としての基本的な考え方は「生成系AIの適切な利用についての学長メッセージ（2023年6月7日）」で示されています。

同メッセージでは、レポート作成等に生成系AIを活用すること自体は、本学が校歌に謳うなど開学以来大切にしてきた価値観（いわゆるコア・バリュー）である「自調自考」を実践する手段の一つとして、大いに歓迎しています。他方で、レポート等において、AIを含めた「他者」が記載した文章をそのまま書き写すことは、剽窃になり得ると注意喚起しています。

よって、成績評価に係るレポート作成において生成系AIの利用を促進あるいは制限する場合は、これらの考え方を踏まえた各科目の運用ルールについて、科目責任者が十分に説明を行ってください。生成AIは、「数理・データサイエンスAI教育プログラム」においても現代の社会人の基本的なリテラシーに含まれ、よって適切な利用を推進すべきものとされていることから、その利用を制限することは明確な理由を示した場合に限られます。

8. ICT環境の整備

8.1 授業に用いる学修管理システム

本学では、学修管理システム(LMS: Learning Management System)として、対面授業と遠隔授業のいずれにおいても、WebClassを採用しています。各科目における授業連絡、教材の提供(動画を含む)、課題の提示及び回収、出席申告の受付等には、原則としてWebClassを使用するものとします。

また、各学部看護学科では演習や実習を支援する各種システム(f. cess、ビジュアルナースィングメソッド、SimCapture)を導入していますので、これらの活用にも努めてください。

なお本学では大学ビジョンに則り、SDGsも踏まえてペーパーレス化を強く推進しています。詳細は4.2も参照してください。

8.2 授業に関する連絡手段

本学では、大学・学部・学科・研究科・専攻科が行う事務的な連絡については、基本的にdesknet'sを使用して学生に連絡することとしています。また、教員が行う授業上の連絡については、基本的にWebClass(履修登録者に対するメール機能を含む)を使用して学生に連絡するものとします。

8.3 遠隔授業に用いるWeb会議システム等

本学では、遠隔授業に用いるWeb会議システムとして、Zoomを採用しています。ただし、すべての学生及び専任の教職員にMicrosoft 365が提供されていることから、Teamsを利用することも差し支えありません。

これらのシステムの設定及びミーティングIDの通知等は、非常勤講師を含めた授業担当教員が自ら行うことを基本とします。

8.4 教職員に対するICTリテラシー支援

ハイブリッド型の授業を継続する上で教職員のICTリテラシーの向上は不可欠であることから本学は「ICTスキルチェックリスト」を定めました。同リストのレベル0の業務は、職位に関わらずすべての専任教員が自ら行うべき業務と定義されています。上記のレベル0の業務に不安がある専任教員は、説明動画の視聴や各種勉強会への参加等を通じてスキルの獲得に努めてください。

なお学長は各学部・学科等の教員から「ICT利活用授業支援員(愛称:DXマネージャー)」を任命し、所属キャンパスの全学教務委員や事務部、または総合教育センターに対しDX推進のための意見や提案を述べたり、調整を行う役割を与えています。DXマネージャーが各種勉強会を主宰することはありますが、他の教員の業務を直接支援することは任務としていません。

9. 継続的改善と情報提供

9.1 教育の質向上を目的とした産学連携

本学は、2024年度に学研グループと、2025年度にレールダル・メディカル・ジャパンと産学連携に関する協定を締結しました。本学は私立大学ですので、より質の高い教育を行う目的を共有できる企業との提携は、むしろ推進されるべきことと考えます。両社はじめ教育の質を向上するための先進的な取り組みを行う企業のコラボレーションについては、各教員の判断により、積極的に挑戦することを大学として歓迎します。なお、当該活動により収入が発生する活動(セミナーへの登壇や執筆活動など)も、本学の知名度の向上に資する活動として好意的に評価できるものですので、令和7年9月4日付け総務人事部発「『兼業ルール』の明確化」の許可手続きを取った上で、前向きに取り組むことを期待します。

他方、こうした挑戦を支援する上でも、本学ではICTツールの調達は総合教育センターが一括して行うこととしており、これにより産学連携を通じて教員に利益相反が生じることを避ける仕組みを確立しています。

9.2 学生への情報提供と改善意見の聴取

本ガイドラインに示す本学としての授業運営の考え方は、学生と教職員が十分に共有する

ことで継続的改善を図ることができます。このため本学では各種方針をWebサイトに公開することにより、学生、保証人、入学予定者等に対する本学の考え方の説明に努めます。

また、授業運営について学生から改善意見を収集する仕組みも重要であることから、授業運営に関して学長に直接提案や意見を述べる経路も引き続き確保します。学生支援センターではオピニオンボックスの電子化に取り組んでいるため、こうした仕組みも活用して透明性のある改善活動に取り組めます。

策定にあたっていただいた主なご意見等

項目名	意見（要旨）	ご回答
4.2 対面授業における出席確認及び資料配布	非常勤講師や臨床教授等の中には、WebClass操作が難しい場合や、体育系科目などシステム上の制約がある授業形態もあるため、一定の柔軟な運用を検討してほしい。	本学では、授業運営の標準化および教育DX推進の観点から、授業担当者によるLMS運用を原則としています。ご意見の趣旨は理解しますが、本件は大学としての基本方針に関わる事項であり「原則」は堅持しますが、例外的運用はあり得るものと考えます。
	WebClass の表記に大小文字の揺れが見られるため、サービス名称として統一した表記にしてほしい。	ご指摘ありがとうございます。本文中の表記を「WebClass」に統一しました。
	学生証を用いた出席確認端末はそれなりに便利なので廃止せず残して欲しい。 とくに非常勤講師や臨床教授等については、出講回数が少ないこともありWebClassよりも効率的と考える。	出席確認端末の利用は、事務職員に負担がかかります。昨今では事務職員の効率化も重要な論点であり、ご意見を踏まえ現行の端末も部分的に使用を許容しますが、端末維持に費用が掛かることから増設や更新はしないこととしました。
	紙媒体の授業資料が否定的に受け取られかねず、教育効果の観点から一定の柔軟性を残すべきではないか。	ペーパレス化は大学としての重要方針ですが、紙媒体を含めた教育効果を高める工夫まで否定するものではありません。
5.5 全学共通科目および学部・学科を横断する授業の推進	学部横断科目や共通科目における責任者や成績評価の決定プロセスを明確にしたい。	全学共通科目については、「共通科目の運用に関する要綱」の学内規程に基づき、総合教育センターを主体とし責任体制を構築しています。ご意見を受けて、同センターの関与を明記しました。
6.1 臨地実習の指導助言体制	引用されている学校保健安全法施行規則の条文番号について、根拠として適切か再確認してほしい。	ご指摘ありがとうございます。条文に誤記がありましたので、修正いたしました。
6.2 臨地実習の実施が困難な場合の代替演習	令和5年10月17日付 文部科学省・厚生労働省事務連絡『新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について』の廃止について」の範囲内であることを運用していることを明記すべきではないか。	ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症を前提とした特例は基本的に終了しています。本稿はご指摘の事務連絡にあるような例外的な運用について規定したものであり他意はありません。ご意見を受け、誤解のないように事務連絡を明記しました。
6.3 実習記録の電子化	実習施設のご意向でペーパレスを進めにくい場合もあるので、こうした事例に配慮してほしい。	実習施設のご意向に配慮する必要があることは当然ですので、紙媒体による実習資料や記録の運用は禁止していません。他方、こうした場合でも学生に配布する資料等は電子的に配布する余地があるため、可能な範囲で取り組みを求めることとしました。
7.2 生成系AIを活用したレポート作成等の取り扱い	「自調自考」を「校是」と表現することについては、学内規程等に定義がないことであり、表現として慎重な整理が必要ではないか。	「自調自考」は、開学以来大切にしてきた価値観（いわゆるコア・バリュー）であり、2023年6月7日付学長メッセージ「生成系AIの適切な利用について」にも明記されています。本項における記載は、こうした経緯を踏まえ説明的に用いたものですが、「校是」の指すところが不明確であることから、ご指摘を踏まえて表現を見直しました。

7.2 / 8.4 生成系AI・ICTリテラシー支援	生成系AIの活用について、教員・学生双方を対象とした教育やルールの特明確化が必要ではないか。	上記の学長メッセージは、2023年時点で得られていた知見に基づき、生成系AIの利用に関する最低限の考え方を示したものです。が、今後も継続的な検討が必要であることはご指摘の通りです。「知識社会が実現すると予想される21世紀」のあり方を考えることは本学が建学の精神にも謳っている重要課題といえます。 そこで学内で生じている様々な課題を踏まえつつ、教育内容や具体的なルールの整理については、技術の発展や社会的動向を踏まえつつ、今後も関係委員会等において継続的に議論を行って参ります。
	生成系AIを活用するうえでの様々な課題（AIを活用する前提でどのような学習課題が適切か、AIを活用した成果物・研究論文をどのように検証・評価するかなど）について、引き続き慎重に検討する必要があると考えます。	